

富士市告示第131号

富士市税条例（昭和61年富士市条例第32号）第7条第1項の規定に基づき、令和元年富士市告示第91号において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来するものについて、令和2年8月31日とする。

令和2年7月17日

富士市長 小長井 義正